

福島県子どもまんなかプランの概要

福島県子ども・青少年政策課

1 計画の位置付け

県の子ども施策を総合的に進めていくため、子ども施策に関係する下記の法令に基づく各計画と一体的に策定している。

- 子ども基本法に基づく都道府県子ども計画
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画
- 子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- 成育基本法に基づく成育医療等に関する計画
- 子育てしやすい福島県づくり条例に定める基本計画
- 福島県子どもを虐待から守る条例に定める基本計画

2 計画期間

令和7年（2025年）から令和11年（2030年）までの5か年計画

3 基本理念

「子ども まんなか ふくしま」の実現
～子どもも親も幸せいっぱい！家族まるごと応援計画～

4 基本方針

- ① 子ども・若者を権利の主体として、今とこれからの最善の利益を図ります
- ② 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていきます
- ③ 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援していきます
- ④ 良好な成育環境を確保し、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるよう取り組みます
- ⑤ それぞれの世代の視点に立って、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりに取り組みます
- ⑥ 県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できるよう、地域社会全体で子育てを支援します

5 基本的施策

- I 子どもまんなかふくしまの実現に向けた重要施策
- II こどもの育ちに応じた施策
- III 家族をまるごと応援するための施策
- IV 東日本大震災からの復興